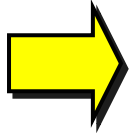


法律の趣旨・対象

法律の趣旨

この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。



- ・ ①損害賠償責任の制限、②発信者情報の開示、の2点を規定
- ・ 特定個人の民事上の権利侵害があった場合を対象

法律の対象

特定電気通信

不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）



- ・ インターネットでのウェブページや電子掲示板などの不特定の者により受信されるものが対象
- ・ ただし、放送に当たるものは、放送法等での規律があるため、対象外

特定電気通信役務提供者

特定電気通信設備（特定電気通信の用に供される電気通信設備）を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者



- ・ プロバイダ、サーバの管理・運営者等が対象
- ・ 典型的には電気通信事業者に当たるプロバイダが対象になるが、営利の者に限定していないため、電気通信事業者以外の者も対象となる